

ぐらしの
Be careful!
シグナル

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

消費者トラブルの傾向と対策

平成 24 年度の相談実績から

島田市消費生活センターには、消費者トラブルに関するさまざまなお相談や情報が寄せられています。今月は、平成24年度における販売形態別の統計数値とともに、最近増えている相談について紹介します。

情報端末の取り扱いには慎重に

この数年間、相談件数の総数は少しずつ減っていましたが、昨年度からは増加に転じています。その内訳を比べると「通販」に関する件数が急増していることがわかります。

インターネット通信でのトラブルが大半で、利用機器がパソコンや携帯電話だけでなく、ゲーム機や音楽プレーヤー、テレビなど幅広いため、小学生が当事者となる相談も多くなってきています。



アダルトサイトの高額請求が代表的な事例です。無料動画サイトなどを利用中に現れた案内をクリックしたところ、料金の請求画面が現れた、という内容が一般的ですが、このときに慌てて指定された案内にアクセスしたり、お金を振り込んだりすると、こちらの情報が相手に

に漏れてしまい、更なる被害につながる恐れがあります。最善の対策は、安易なアクセスやダウンロードをしないことです。子どもがインターネットを利用する場合は、フィルタリング設定をするなど、保護者として注意・確認し、日頃から正しい利用についてよく話し合ひましょう。

強い意志で悪質業者を撃退

同報無線などでお知らせしている「振り込め詐欺」や「利殖勧誘詐欺」のように、消費者を騙すための新しい手法が次々に発生しています。

また、無料・安価で販売会場に呼び込み、最終的に高額な商品を購入させる「催眠商法」や、知人などを仲介して副業による高収入をうたう「マルチ商法」のように、古くからの手法による被害も、頻繁に報告されているので注意しましょう。

今年の春先には、寝具の訪問販売に関する相談が相次ぎました。以前に訪問販売で布団などを購入したところのあるお宅へ、点検と称して強引に上がりこみ、新たな商品を購入させようとするもので、関係業者が情報を共有しているため、同じ人が何度も狙われています。

不審な電話や勧誘を受けたときは、「いりません」「来ないでください」とハッキリ断りましょう。また、相手に会いたくないという人のため

に、消費生活センターでは「訪問販売禁止板」を無料で配布していますので、こちらもご利用ください。トラブルに直面したときは、まず冷静になること、一人で即断せずに周りの信頼できる人に相談すること、が何よりも大切です。困ったら、まずは島田市消費生活センターにご連絡ください。

消費相談件数 (販売商品形態別)	訪問販売										通販		小計
	店舗購入	ふとん関係	屋根・建物改修	床下換気扇・除湿剤	浄水器・活水器	催眠商法	デート商法	その他	小計	携帯電話などのトラブル	その他	小計	
23年度	94	8	7	9	2	1	3	60	90	60	60	126	
24年度	90	11	7	1	1	6	0	56	82	58	58	174	

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後4時（祝日・プラザおおるり休館日を除く）
ところ／市民相談係（プラザおおるり1階）

登録方法／電話または直接、市民相談係まで

※品物の色、形式などもお知らせください。

①譲ります

▽姿見、タンス、ベッド、マットレス、プリンター、布団乾燥機、生ごみ処理機、マッサージ機、ベビー用品、制服、柔道着、テニスラケット、ギター、座布団、室内物干し、額縁、地球儀、犬小屋、キックボード

②譲ってください

▽食卓テーブル、食卓いす、テレビ、ヘッドフォンステレオ、電子レンジ、制服、ベビー用品、鉄棒、剣道具一式、ピアノ、トランポウオーケジヨグ、緑台、機織り機、耕運機、自転車

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 値付け可（上限5000円）
- 譲って欲しい人が運搬
- ※右記以外の登録品など、詳しくは、お問い合わせください。

☎ 36・7153
市民安心課 市民相談係